

- 1 甲は、第3条第1項で紹介された候補者を自らの責任において選考し、候補者が甲の人材として適切と認めた場合には、当該候補者を甲に入社等させるべく、雇用契約を締結する。甲は、選考の際、公正な採用選考を行うことを表明し、候補者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱わないことを確約する。
- 2 甲は、候補者を甲に入社等させることを決定した場合、乙に対して直ちに甲に入社等させることを決定した事実および雇用契約等に関する契約内容（業務内容、就業地、就業期間、賃金等）を書面等により通知する。

第5条（甲の義務）

- 1 乙が候補者を紹介した後に、他の手段により甲の求人に対して当該候補者の応募があった場合、甲は、直ちに乙に対してその旨を通知する。またこの場合、甲は、他の手段による応募よりも、乙の紹介による応募を優先して取り扱うこととする。
- 2 当該候補者の選考が終了し甲に入社等させないこととした場合においても、乙が候補者を紹介した日より2年間は、甲が紹介を受けた候補者と直接連絡を取る際には、甲は事前に乙に対してその旨と連絡する理由を通知することとする。

第6条（報酬等）

- 1 甲は、甲が候補者と雇用契約等を締結し、当該候補者を甲に入社等させることが決定した場合、乙に対して、報酬として、候補者1人につき紹介手数料として
 - (1)(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)当該求職者の就職後1年後に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40%
 - (2)(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40%雇用契約内容(1)又は(2)応じて速やかに支払う。
- 2 候補者が甲を退職した場合、入社後2週間以内での退職の場合は第1項で定める報酬の80%、1ヶ月以内での退職の場合は50%の報酬を甲に返還する。

第7条（在留資格の変更等）

乙は、候補者の採用が内定した場合、速やかに在留資格変更申請手続に必要な書類を作成し、候補者の在留資格変更手続を行う。なお、乙は書類作成のみを行うものとし、入国管理局への申請手続自体は候補者自ら行うものとする。

第8条（再委託）

乙は、自己の責任および費用において、在留資格変更手続に伴う書類作成業務の全部または一部を行政書士に委託することができるものとする。